

指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム上用賀の家

(事業の目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人奉優会が運営する特別養護老人ホーム上用賀の家（以下「施設」という。）において実施する、指定地域密着型介護老人福祉施設サービス及び、短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅における生活に支障が生じた高齢者（以下、「入居者及び利用者」という。）が、必要な介護サービス等を提供することで入居者及び利用者の自律した生活の充実を支援し、その家族の身体的及び精神的負担の軽減並びに地域福祉の推進に資することを目的とする。

2 本事業は、老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、入居者の尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、適切なケア及びサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置き、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び支援、社会生活上の支援及びケア、機能訓練、栄養管理、健康管理及び療養上のケア及びサービスを提供する。

2 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービス提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、世田谷区、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、医療機関及び地域住民との連携を図り、地域に開かれた施設運営を行う。

4 施設は、世田谷区地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例その他関係法令を遵守する。

(サテライト型施設としての位置付け)

第3条 施設は、社会福祉法人奉優会が運営する特別養護老人ホーム弦巻の家を本体施設とするサテライト型地域密着型介護老人福祉施設として位置付けられる。

2 本体施設との連携のもと、入居者に対し一体的かつ継続的なケア及びサービスを提供を行うとともに、運営の安定性及びサービスの質の確保を図る。

3 サテライト型施設としての運営にあたっては、法令及び世田谷区の定める基準を遵守し、本体施設と連携した適切な人員配置及び支援体制を整備する。

(施設の名称及び所在地)

第4条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 特別養護老人ホーム 上用賀の家

(2) 所在地 東京都世田谷区上用賀六丁目2番9号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する従業者の職種、人員数及び職務内容は、法令に定める基準を満たすものとし、概ね次のとおりとする。

2 施設はサテライト型施設であることから、法令で定める配置基準を満たしたうえで、本体施設と連携し、一部の専門職については兼務又は支援体制により配置することがある。

(1) 施設長 1名

施設長は、施設の業務を統括すると共に福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。

(2) 医師 1名

医師は、入居者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。

(3) 介護支援専門員 1名以上（本体施設と兼務）

介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら地域密着型施設サービス計画を作成、実施状況を把握、必要があれば計画の変更を行う。また地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等関係機関との連携や調整を行う。

(4) 生活相談員 1名以上（本体施設と兼務）

生活相談員は、入居者の生活相談、面接、身上調査並びに入居者の趣味趣向に合わせた企画及び実施に関することに従事する。また常に介護支援専門員との連携を図る。

(5) 介護職員 10 名以上

介護職員は、地域密着型施設サービス計画に基づき入居者の日常生活の介護、援助に従事する。

(6) 看護職員 1 名以上

看護職員は、入居者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。また医師の指示を受け、看取り介護に係る体制整備を図る。

(7) 管理栄養士または栄養士 1 名以上（本体施設と兼務）

管理栄養士は、栄養管理・栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。

(8) 機能訓練指導員 1 名以上（本体施設と兼務）

機能訓練指導員は、入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

(9) 事務員 必要数

事務員は、庶務及び会計業務に従事する。

(定員)

第6条 施設の入所定員は29名とする。

2 入院中の空きベッドは、介護保険法により事業所のベッドとして他者が使用できるものとする。（以下、空床利用という。）

3 空床型短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員は空床利用型6名とする。

4 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、定員及び居室定員を超えて入所させない。

5 空床型短期入所生活介護利用期間は、原則として、当該サービスの利用を希望する場合に対して、居宅介護サービス費区分支給限度額の範囲においてサービス提供することとし、さらに居宅サービス計画が定められている場合は、当該計画において定められた範囲内においてサービスを提供することとする。

(施設サービス計画の作成と開示)

第7条 介護支援専門員は、サービス内容等を記載した【施設サービス計画書等】の原案を作成し、利用者に対して面接の上説明し文書により合意を得るものとする。

- 2 事業所は、おおむね4日以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については、サービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画（以下「短期入所生活介護計画等」という。）を作成し、利用者又はその家族に対して説明のうえ、同意を得るものとする。
- 3 短期入所生活介護計画等の作成に当たって、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 4 上記に基づくサービス提供記録は、希望に応じて9時から17時の間に、施設内で閲覧できるものとする。
- 5 上記の記録は、当該利用者の契約終了後2年間保存しなければならない。

(利用料等)

第8条 利用料は、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める基準による。

- 2 法定代理受領サービスに該当する場合、入居者は負担割合証に記載された自己負担額並びに居住費、食費及びその他実費負担額を支払うものとする。
- 3 入院中の居室について他者への使用を希望しない場合は、別紙料金に定める居室費用を徴収出来るものとする。この場合の居室費用に、補足給付（限度額認定証）は適応されないものとする。
- 4 利用料及び実費負担額の詳細は、重要事項説明書に定める。

(高齢者虐待防止)

第9条 施設は、高齢者虐待の防止及び再発防止のため、指針を整備し、年2回以上の虐待防止委員会を開催するとともに、年2回以上の研修及び入職時研修を実施する。

- 2 担当者を定め、委員会内容を職員に周知した記録を保存する。

(身体的拘束等の適正化)

第 10 条 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、指針を整備し、3 か月に 1 回以上の委員会を開催するとともに、年 2 回以上の研修及び入職時研修を実施する。

2 担当者は施設長とする。

（感染症及び食中毒の予防）

第 11 条 施設は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、指針を整備し、3 か月に 1 回以上の委員会を開催し、年 2 回以上の研修及び訓練並びに入職時研修を実施する。

（事故発生の防止）

第 12 条 施設は、事故発生の防止のための指針を整備し、年 2 回以上の委員会及び研修を実施する。

（褥瘡予防）

第 13 条 施設は、褥瘡予防のための指針を整備し、委員会及び研修を実施する。

（看取り介護）

第 14 条 施設は、看取り介護に関する指針を整備し、定期的に見直すとともに、委員会及び研修を実施する。

（非常災害対策及び業務継続計画）

第 15 条 施設は、業務継続計画（BCP）を整備し、年 2 回以上の災害研修及び避難訓練を実施する。

附則

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。